

# 幕末開港期の銅銭密取引

—長崎『犯科帳』における事例を中心に—

高田 倫子

## はじめに

開国後、安政5(1858)年7月の日米修好通商条約の締結に至り、わが国は対外的に銅銭輸出を禁止することを明言した。すなわち、第5条に「日本諸貨幣は(銅銭を除く)輸出する事を得」<sup>1)</sup>とあり、明治4(1871)年5月10日の新貨条例の発布を経て、明治7(1874)年3月に日本商人に限って解禁されるまでの約16年間、銅銭輸出禁止政策が取られていた<sup>2)</sup>。

丸山國雄(1938)は、通商条約において、わが国の銅銭輸出が禁じられた後も、天保通宝(百文銭)の長崎下付による供給過剰のため、同地における銭相場が下落し、外国船によって銭相場の高い横浜や箱館へ輸送されていたこと、また、多数の銅銭を国外へ流出しようとしていた事例を紹介している。加えて、石井孝(1944・1987)、重藤威夫(1967)は、開国後の長崎において銅銭の密売者が処分されていることから、銅銭の密輸出が盛んに行われていたことを指摘している。重藤は、安政6(1859)年から慶応3(1867)年までの間に犯科帳に記録されていた犯罪事件のうち、銅銭に関わる犯罪は12件、鉄銭に関わる犯罪は4件あると指摘している<sup>3)</sup>。

本論では、これら先行研究において紹介されている銅銭密取引事例に加えて、安政5年から明治元(1868)年にかけての犯罪事例を集成し、検討を加えた後、幕府、及び明治政府による対応を考察する。

---

1) 『法規分類大全』(1978)、346頁。同じく通商条約第3条では、銅の自由売買を禁止している。

2) 小野一郎(2000)は、安政条約の締結について、以前からわが国銅銭が多量に海外へ流出していたこと、今後も流出する可能性を鑑みて結ばれたものであったが、条約締結後も、幕府は銅銭の輸出を完全に禁止しえなかった、と指摘している。

3) 鈴木康子(2004)は、近世における最も代表的な銅銭である寛永通宝について、本格的に鑄造が始まる寛永13(1636)年以前から大量に輸出されており、明和2(1765)年には、小判千両の代わりに銅銭5,763貫目余りが輸出されるようになったが、銅銭では利益が出ないとして、明和4(1767)年には銅銭と銅とに分けて輸出していたと指摘している。

## 1. 幕末開港期における銅銭密取引事例

### 1.1 長崎における銅銭密取引事例

ここでは、まず、『長崎幕末史料大成』（森永種夫校訂、1969-1971）、『犯科帳』<sup>4)</sup>（森永、1961）、及び、『大日本古文書・幕末外国関係文書』（東京大学史料編纂所、1972）に収録されている、長崎における銅銭密取引に関わる犯罪事例を集成し、考察を加える。

第1表において、安政5年から明治元年にかけての、長崎における銅銭（鉄銭含む）の密積み、密売などに関わる事例を集成し、その数は合計69件にのぼった。鉄銭を含む全体の事例数は、元治元（1864）年の22件をピークに以後減少傾向にある。このうち、銅銭に関わる犯罪が47件と半数以上を占めており、続いて鉄銭（鉄小銭）17件、銅銭と鉄銭の混合が1件、和銭1件、不明3件、となっている。また、密売買品として取り上げられた銅・鉄銭の金額は、最も少額の事例は4貫文ほどであったが、一方で1,000貫文を越える事例も見られた。中でも、100貫文以下の事例が16件確認されたが、取り上げ金額不明の事例が多数を占めている。取り上げ理由は、密売買26件、密積23件、隠匿16件、不明4件となっている。銅銭などを取り引きした商人の国籍の内訳は、唐人40件、広東人2件、不明27件である。船籍が判明している事例のうち、唐船籍は8件、イギリス（ブリタニア）船籍3件、アメリカ船籍3件であるが、これらに関わっている商人はいずれも唐人であった。

続いて、銅銭に関わる事例について検討を加える。銅銭に関わる犯罪件数は合計47件であり、安政6年から徐々に増えはじめ、文久3（1863）年には11件とピークを迎え、続く元治元年には9件、慶応元（1865）年には3件と急速に減少し、明治元年には1件確認できるのみである。また、文久元年、肥前国彼杵郡板ノ浦の百姓であった岩五郎の処分内容から、長崎において銅銭が高値で取引されていたことが分かる。

「右之もの長崎表は外国附属之唐人共銅銭相好候より格外高直取引いたし候もの有之由及承与風利欲ニ迷ひ多分之銅銭買集メ窃ニ長崎湊江積越候処、近来同所ニ而は右銭増歩を以引替相成候旨をも及承ながら、市中之もの江高直ニ可売払と船中江隠置候始末不埒ニ付所持之銭取上過料五貫文可申付処、此度御法事之御赦ニ御免」<sup>5)</sup>

長崎では唐人が銅銭を好むことから、格外に高値で取り引きされていることを知った者が、多分の買い集めた銅銭をひそかに長崎港へ積込んだ。また、近来、長崎では銅銭に付加

4) 『長崎幕末史料大成』には、各国官吏の往復文書や、長崎奉行所居留場掛が記録した「申上留」等の史料が収録されている。『犯科帳』は、長崎奉行所の判決記録であり、寛文6（1666）年から慶応3年にかけて、約200年に及ぶ史料が残されている。これらの史料は全て、長崎歴史文化博物館に所蔵されている。

5) 森永種夫（1961）、161頁（10）。以下、『犯科帳』および外務省記録「自明治5年銅貨輸出一件」からの引用の読点は、筆者が付したものである。

第1表 安政5～明治元年 長崎における銅銭(鉄銭含む)に関わる犯罪事例

## (1) 犯罪件数

年	全体	このうち、銅銭 に関わる犯罪
安政5(1858)	1	
安政6(1859)	5	2
万延元(1860)	7	7
文久元(1861)	6	6
文久2(1862)	4	4
文久3(1863)	15	11
元治元(1864)	22	9
慶応元(1865)	4	3
慶応2(1866)		
慶応3(1867)	4	4
明治元(1868)	1	1
合計	69	47

## (2) 銭種

	件数
銅銭	47
鉄銭(鉄小銭)	17
銅・鉄銭混合	1
和銭	1
不明	3

## (3) 金額

	件数
100貫文以下	16
100～500貫文	7
500～1000貫文	2
1000貫文以上	1
不明	43

## (4) 取り上げ理由

	件数
密売買	26
密積	23
隠匿	16
不明	4

## (5) 商人の国籍

	件数
唐人	40
広東人	2
不明	27

## (6) 船籍

	件数
唐	8
イギリス(ブリタニア)	3
アメリカ	3
不明	55

## (7) 船籍/商人の国籍

	件数
唐船	6
唐船/唐人	2
イギリス(ブリタニア)船/唐人	3
アメリカ船/唐人	3
不明	55

出所：「申上留」，「諸書留」，「御用留」，「各国官吏往復留」(以上『長崎幕末史料大成』(森永種夫校訂，1969-1971)収録)，『犯科帳』(森永，1961)，『大日本古文書・幕末外国関係文書』(東京大学史料編纂所，1972)

価値をつけて引き替えていたことも知り，市中の者へ高値で売り払おうと船中へ隠し持っていた所を見つかり，処分されている。同様の事例は，『犯科帳』において多数見られ，高値で売り払おうと銅銭を買い集めていた者，唐商人に依頼されて銅銭を船へ積み込む手伝いをした者などが処罰されている。

これら銅銭に関わる多数の犯罪事例の背後には、長崎において高値で銅銭を買い集めていた唐人の姿があった。また、同地において銅銭が高値で取り引きされていることを知った者が、利益を得るため周辺から多数の銅銭を買い集めて売却しようと長崎港へ積み込んでいたことが分かる。

## 1.2 銅輸出と銅銭密取引についての年代的経過

それでは、唐人を中心とした外国商人は、なぜ多量の銅銭を買い集めていたのだろうか。

第2表は、安政6年から明治元年にかけての、長崎港銅輸出货量・輸出額と銅銭に関わる犯罪件数を示している。

第2表 安政6～明治元年 長崎港銅輸出货量・輸出額と銅銭に関わる犯罪件数

年	輸出货量(ピクル)	輸出額(ドル)	銅銭に関わる犯罪(件数)
安政6(1859)	1,208	30,200	2
万延元(1860)	633.6 (銅銭)約9千300万枚	18,114	7
文久元(1861)			6
文久2(1862)			4
文久3(1863)			11
元治元(1864)			9
慶応元(1865)			3
慶応2(1866)	2,737	4,557	
慶応3(1867)	2,562	61,512	4
明治元(1868)			1

出所：銅輸出货量、輸出額については石井孝(1987) p.301第16表、p.303第17表より作成

第2表によると、銅輸出は、安政6年から万延元年にかけての2年間と、慶応2年から3年にかけての2年間に集中している。なかでも万延元年に輸出された銅の大部分を占めていたのは銅銭であり、約9千300万枚が確認されている<sup>6)</sup>。続いて、銅銭に関わる犯罪件数は、前述の通り、銅輸出と同じく安政6年から見られるようになり、文久3年の11件をピークに以後減少し、銅輸出が急増する慶応2年にはまったく見られず、翌3年には4件、明治元年に1件が確認できるのみである。

6) 石井(1987)は、万延元年に輸出された銅の大部分を銅銭が占めているとし、文久3年に長崎会所が手持ちの銅を売り出すと、慶応2年から3年にかけて長崎港より銅輸出が盛況となったことを指摘している。また、慶応2年の銅価格が1ピクルにつき1.7ドル弱という国際価格と比較して非常な廉価であることについて、数量か価格に誤りがあるとしている。

つまり、安政6年から万延元年にかけて銅銭が銅地金として輸入されると同時に、銅銭に関わる犯罪事例も確認されるようになり、その後文久元年から慶応元年にかけて銅輸出が途絶えた際も、同様の犯罪事例が認められることから、引き続き銅地金としての銅銭に対する需要があったものと考えられる。しかし、慶応2年から3年にかけて、本来その役割を担うべき銅地金の輸出が盛んになると、銅銭は次第に扱われなくなり、銅銭に関わる犯罪件数も減少傾向にあった可能性がある。以上から、わが国の銅銭は安政5年7月に締結された日米修好通商条約によって輸出が禁止されていたにも関わらず、長崎における銅銭の高騰を知った者達によって各地から買い集められ、唐人を中心とした商人らに売り渡された後、主に銅地金として国外へ輸出されていたことが指摘される。

### 1.3 密輸出された日本銅銭の行方

前述の通り、主に銅地金の代替品として輸出されていたと考えられる銅銭は、国外においてどのように扱われていたのだろうか。

明治5(1872)年7月から明治11(1878)年7月にかけての、外務省外交史料館所蔵の外務省記録「自明治5年銅貨輸出一件」において、その様子の一端をうかがい知ることができる。

#### 史料①

各国御条約面銅銭輸出厳禁之儀は判然掲載為之候、然ル処支那地方ニ御国之銅銭多分送居相成候、彼国銅銭ニ取交へ流融罷在候分、(中略)最前銅銭各種品位未定之際ニ当り奸商とも法を犯シ密送致し候条ニ有之候間、断然御条約面ニ寄り密商品与見据処買為致候見込ニ有之(中略)

壬申八月九日 洪沢栄一

上野景範

井上大蔵大輔

副島外務卿殿

#### 史料②

壬申八月十三日達ス

卿 大少丞記 貿易訴訟課

大蔵省御中 外務省

銅銭輸出厳禁之処、支那地方ニ御国之銅銭多分流融彼国之銅銭我内地ニ取交流融、右は銅貨御発行之節ニ至り不都合可生は必定ニ付予防取締之為各開港場へ之御達面写添為心得被御申越候趣承知いたし候、右達面出申最前銅銭各種品位未定之際ニ当り内外奸商共法を犯シ密送

いたし候儀ニ可有之候条(下略)

史料①, 明治5年8月9日, 渋沢栄一らが副島外務卿に宛てた文書に, 中国にわが国銅銭が多数送られていて, 同国の銅銭に取り交えてわが国の銅銭が流通している, との指摘が見られる。また, 史料②, 明治5年8月13日, 外務省が大蔵省に宛てた通達にも同様の記述が見られ, こうした事態は銅貨(新貨)発行の際に不都合となる, としている。

明治5年8月における以上2件の記録から, 銅地金として輸出された銅銭の中には, 中国において鋳つぶされることなく, 貨幣として流通している場合もあったことがうかがえる。

## 2. 幕府及び明治政府による銅銭密取引および輸出禁止政策

### 2.1 銅銭密取引及び輸出禁止政策

ここでは, 銅銭密取引に対する幕府及び明治政府による対応と, 銅銭輸出禁止政策について考察する。以下では, 『大日本古文書・幕末外国関係文書』, 『長崎幕末史料大成』, 及び『法規分類大全』における, 銅銭密取引, 輸出に関する主要な通達を取り上げる。

史料①<sup>(朱書)</sup>「未十月二日, 年番通事呼出相達」(安政六年)<sup>7)</sup>

唐通事年番江  
船々船主江

金銀銅銭積渡候儀は重制禁之段兼々申渡置候処, 今般船々江多分之銅銭積乗候趣相聞候二付, 穿鑿中先非後悔致し右積乗候分不残差出自訴いたすニ付, 格別之宥恕を以此度之儀ハ先不及沙汰候, 向後若右様之及所業候もの於有之は無用捨召捕吟味之上嚴重可申付候條無遺失可相守候,

右之趣, 其方共令承知乗組一統不洩様申聞受書可差出候,

未十月

史料②<sup>8)</sup>

銅銭輸出之儀は前々不相成儀之処, 長崎横浜港江運賃之趣を以輸出いたし候段相聞市中銅銭払底および難渋いたし候ニ付, 長崎横浜運賃積といへとも堅差留相成, 若密買いたし候もの於有之は無用捨可取揚旨於兵庫表各国公使江御達相成候間, 於当地も同様相心得開港場より開港場江之運賃積といへとも銅銭之儀は一切出港不相成, 若密買密積等いたし候節は無用捨

7) 東京大学史料編纂所(1958), 6~9頁。以下, ()内補足は筆者による。

8) 森永・第5巻(1971), 471頁。

取揚候間其旨可相心得候。

辰三月

各国岡士江相達写

(中略)

慶應四年辰三月 大隈八太郎  
井上聞多  
町田民部

史料③長崎県布達 (明治)二年十月二十日<sup>9)</sup>

銭輸出之儀ニ付先般厳敷相触置候趣モ有之候処近来相弛ミ候哉、当時亦々銭払底ニ相成市郷之者難渋之趣ニ相聞エ候ニ付右触達之趣相背候者於有之ハ断然取上ケ尚嚴重ノ咎申付候、条兼テ其旨相心得市郷役人共ニ於テモ精々心付可申事、

史料①は、安政6年10月2日長崎において、長崎奉行が唐の通訳や船主に、金銀銅銭を船へ積み込むことは厳禁としており、違反した場合は容赦なく召し捕らえ、吟味の上、嚴重に罰することを伝えている。史料②は、慶応4(1868)年3月において、大隈八太郎(重信)らが外国領事に、市中において銅銭が不足し難渋しているため、銅銭輸出は、兵庫、横浜と同じく長崎においても堅く禁止するよう通達し、例え開港場間への輸送であっても同様に禁止する、としている。史料③は、明治2年10月20日明治政府の太政官から長崎県に、近年また銅銭が不足しているため、改めて銅銭禁止令を守るよう命令している。

以上3件の通達から、幕府及び明治政府は、銅銭輸出を禁止しているにもかかわらず、多分の銅銭が国外へ流出しており、市中銅銭の不足と流通停滞を引き起こしていた状況を認識していたことが分かる。そこで、長崎・横浜への輸送を運賃積といえども固く差し留め、密売した場合は容赦なく取り上げ、厳重に処罰するという厳しい対応を取っていたことがうかがえる。また、通商条約において銅銭輸出を禁止した後も、銅銭流出によって小額貨幣が不足し流通が停滞していることに苦慮しており、銅銭流出を食い止めようとしていたことが指摘される。

## 2.2「自明治5年 銅貨輸出一件」から見た明治政府の認識と対応

続いて、外務省記録「自明治5年 銅貨輸出一件」における、明治政府の認識と対応について考察する。

9) 内閣記録局編(1978), 347頁。

## 史料①

銅錢輸出入取締之議ニ付此渦中各開港ヘト達面相添有之心得申進候処、元來禁越洩シ海外流融スルハ其須政府取締不行届ヨリ起リ

(中略)

壬申八月十九日 井上大蔵大輔

副島外務卿殿

## 史料②

井上大蔵大輔殿 福島外務卿

我国之銅錢海外ニ漏脱し居る<sup>(原カ)</sup>源因三条有之候

- 一、開港前長崎港在留支那人夥敷我銅錢ヲ積出候由相聞候
- 一、我國人民近來上海等ニ居留或ハ一時旅行者之年々増加いたし候、此は我銅錢を旅費之為多少帶往し各所ニ而遣払候分可有之候
- 一、琉球国者日本銅錢を平生全州之通貨として使用之由ニ付同国人亦支那地方へ帶往し分可有之候

右之三条有之、仮令外国人密ニ輸出之高ハ莫大ニ而右三条ハ終之少数も可有之候得共(中略)

壬申八月

史料①、明治5年8月19日の書簡において、明治政府の井上馨大蔵大輔は銅錢輸出入の取締について、禁止されているにも関わらずわが国の銅錢が流出し、海外で流通しているのは、政府の取り締まりが行き届かなかったためであると認識していたことが分かる。また、史料②、明治5年8月の書簡において、副島種臣外務卿は、銅錢が多数流出した理由として以下の3点をあげている。即ち、開港前、長崎港在留の唐人が多数銅錢を積み出していたこと、上海等に居留、一時旅行している者が、銅錢を旅費のために帶往し各所にて支払いに使っていたこと、琉球国から流出していたことなどを把握していたことが分かる<sup>10)</sup>。

10) 文久2年から3年にかけて4回に渡り、大英大蔵省のアーブスノットが駐日公使のオールコックより送られた情報を元に、大蔵省会議局に宛てて提出した史料「ブリューブック」(英国議會文書)において、「日本の銅錢が支那のそれよりも良質である」との記述が見られる(高橋眞一, 1939)。中国の銅錢より良質であったことも、大陸で日本銅錢が流通していた理由の一つであったと考えられる。



### 3. 考察と結論

①安政5年から明治元年にかけての、長崎における銅銭、鉄銭に関わる犯罪事例は69件である。そのうち銅銭に関わる犯罪が47件と半数以上を占めており、これら銅銭の多くが外国人、とくに唐人によって買い集められていた。また、『犯科帳』の判決記録から、長崎の唐人に銅銭を売って利益を得ようとした者たちによって、周辺から多数の銅銭が買い集められていたことが分かる。

長崎において唐人によって輸出されていた銅銭は、文久3年に長崎会所が手持ちの銅を売り出すと、輸出用の銅地金の充足により扱われなくなり、銅銭密取引に関わる犯罪件数も減少傾向にあった。主に銅地金の代替品として密輸出されていたはずの銅銭は、しかし一方で、明治5年に明治政府の高官が認識していたように、中国においてわが国銅銭が多数流通していたことから、銅地金としてだけではなく、貨幣として使用されていたことが分かる。

②幕府、及び明治政府が銅銭の輸出を禁止していた理由は、銅銭の流出による貨幣不足が国内の小額貨幣の流通停滞を引き起こすのを防ぐためであった。安政の通商条約締結以後、幕府及び明治政府は、銅銭を密売した場合は容赦なく取り上げ、厳重に処罰するという厳しい対応を取っていたが、それにもかかわらず、銅銭の密取引に関する犯罪は跡を絶たなかった。

### 4. おわりに

#### —今後の課題—

結論として、安政5年から明治初頭にかけて、長崎において唐人が買い集め銅地金として輸出されていた銅銭の中には、中国において貨幣として流通する場合もあったことが指摘される。また、銅銭の流出による貨幣不足が、国内の小額貨幣の流通停滞を引き起こすのを防ぐため、幕府、および明治政府が銅銭の輸出を禁止していたが、銅銭に関わる犯罪事例は跡を絶たなかった。

今後の課題として、明治7年3月に新旧銅銭輸出解禁に至る経過と、銅銭の国内外における相場の変動と流出入の関わりについて考察していきたい。

## 参考文献

- 石井孝(1944)『幕末貿易史の研究』日本評論社。  
—— (1987)『幕末開港期経済史研究』有隣堂。  
—— (1984)『横浜売込商・甲州屋文書』有隣堂。  
梅村又次・山本有造(1989)『日本経済史3・開港と維新』岩波書店。  
太田勝也(1992)『鎖国時代長崎貿易史の研究』思文閣史学叢書。  
オールコック(山口光朝訳)(1962)『大君の都・下』岩波書店。  
小野一一郎(2000)『近代日本幣制と東アジア銀貨圏・円とメキシコドル』ミネルヴァ書房。  
岡田俊平(1955)『幕末維新の貨幣政策』森山書店。  
—— (1975)『明治期通貨論争史研究』千倉書房。  
大蔵省関税局編(1972)『税関百年史』日本関税協会。  
菅野和太郎(1961)『幕末維新経済史研究・開国と貿易』ミネルヴァ書房。  
重藤威夫(1967)『長崎居留地と外国商人』風間書房。  
鈴木康子(2007)『長崎奉行の研究』思文閣出版。  
高橋眞一(1939)「幕末貨幣問題に関する若干の史料(中) —ブリュー・ブックを中心として—」『史学』第17巻第3号, pp.445-476。  
東京大学史料編纂所(1972)『大日本古文書・幕末外国関係文書 第28巻』東京大学出版会。  
日本銀行調査局(1973)『図録日本の貨幣 第4巻』東洋経済新報社。  
丸山國雄(1938)「明治初年に於ける銅鋳業策と銅及び銅銭輸出の解禁」『社会経済史学』第8巻第5号, pp. 569-596。  
明治財政史編纂会編纂(1972)『明治財政史 第12巻』吉川弘文館。  
森永種夫(1961)『犯科帳 第11巻』犯科帳刊行会。  
—— (1962)『御仕置伺集 上・下巻』犯科帳刊行会。  
—— 校訂(1969-1971)『長崎幕末史料大成 第1-5巻』長崎文献社。  
山本有造(1994)『両から円へ。幕末・明治前期貨幣問題研究』ミネルヴァ書房。  
内閣記録局編(1978)『法規分類大全 第5巻』原書房。

## 史料

外務省外交史料館所蔵「明治自5年 銅貨輸出一件」(外務省記録3・4・3・18)。

## Summary

### JAPANESE COPPER COIN SMUGGLING IN THE LATE TOKUGAWA PERIOD AND AFTER THE OPENING OF THE PORTS — ‘HANKACHO’ DATA FOR NAGASAKI PREFECTURE —

Michiko Takata

This paper considers Japanese Copper Coin Smuggling by analyzing data recorded between 1858 and 1868 in Nagasaki Prefecture, and discusses the Tokugawa and Meiji Government's policy controlling foreign trade.

In conclusion, the main results derive from ‘Hankacho’ and ‘Japanese Copper Coin exports, from 1872,’ there were used as money cases where China, Japanese Copper Coin was carried on through Chinese merchants from Nagasaki Prefecture.

Additionally, the Tokugawa and Meiji Governments banned the export of Japanese Copper Coin, as these outflow induced stagnation and a lack of small coins in the country. However, repeated same crimes.